○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込及び引受け（第六条・第十七条）
第二節　運賃（第二条・第五条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十三条）
第八節　責任（第三十四条・第三十六条）
第九節　運搬運輸（第三十七条・第三十八条）
第三章　雑則（第三十九条・第四十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をも行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送をも行います。

（利用運送）

第二条　当店の締結する輸送物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物の運送する場合その他合理的な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含む二日

二　倉庫保管　貨物を受け取った日を含む二日

三　中継運搬　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、当店の営業所の閉鎖日、集荷及び配達の日を除くものとします。

3　前項の規定による引渡期間の開始の時刻は、貨物の引渡しがあったときは、これを当日とします。

第二節　運送の申込及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の種類、品名、個数及び重量

三　集貨及び配達又は発送及び到着の場所及び期日

四　運賃、料金等の支払方法

五　運送の希望経路

六　運賃、料金等（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する賠償額予定金及び第六十二条第一項に規定する保険料等をいう。）、荷造料、荷役料、倉庫料その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払条件

七　私設料金の有無

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品であるときは、その明細

十　第六十二条に規定する保険の契約又は付保を委託するときは、その旨

十一　運送途中に付することを委託するときは、その旨

十二　特別な事項があるときは、その内容

十三　本船名の内容について本船ラベルを貼ること

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項によって、当店が機械的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下「電子情報処理組織」という。）による運送の申込みを受けるときは、当店は、当店の使用する電子情報処理組織の安全を確保するために必要な措置を講じなければなりません。

3　当店は、前項の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により運送の申込みを受けるときは、当店の使用する電子情報処理組織の安全を確保するために必要な措置を講じなければなりません。

4　当店は、第一項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送の可否、運賃、料金等の額、運送の期間、当該運送申込書に記載すべき事項例その他の運送に関し必要な事項を定めます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

2　当店は、前項の規定により運送の申込みを受けるときは、当該運送申込書に記載すべき事項例その他の電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送の可否、運賃、料金等の額、運送の期間、当該運送申込書に記載すべき事項例その他の電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

2　当店は、前項の規定により運送の申込みを受けるときは、当該運送申込書に記載すべき事項例その他の電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の申込みの撤回）

第九条　当店に貨物の運送を申込む者は、次の事項を当店に通知することにより、当該運送の申込みを撤回することができます。

一　当該貨物の名称

二　当該貨物の性質による火災、爆発、腐敗、変質その他の損害に関する事由

三　同盟運賃、同盟料金、社会的慣習その他の事情変更による運賃

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、高潮、大雪、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

六　法令又は公権力の発動による運送の禁止、開封、没収、差押又は第三者の引渡し

七　荷造不良、荷造の不良、荷造の不良、荷造の